

公益目的通報の調査結果（令和6年6月10日報告分）について（公表）

このたび、三田市公益目的通報者保護条例に基づく公益目的通報に対する調査結果が報告されましたので、同条例第11条第5項の規定に基づき下記のとおり公表します。

記

◇通報日 令和6年4月18日

◇通報形態 FAX

◇通報内容

令和6年4月18日付通達によれば、「公共施設等の駐車場を利用しての自家用車による通勤は禁止していることに改めて留意すること。」とあるが、過去の通達に照らせば、市総合文化センター郷の音ホールの駐車場（以下「本件駐車場」）を指していると解される。同センター条例及び規則には、同センターを利用しない者は本件駐車場を利用することができない旨の規定はない。以前に市商工会館が確定申告の会場となった際も、本件駐車場を利用するよう呼びかけられていた。市職員が本件駐車場を利用することで、同センターの利用者が駐車できなくなるという事態は生じない。むしろ、市職員が本件駐車場を利用することで利用料による増収が期待できる。

本件通達が生じたことは、同センター条例に違反し、市職員の通勤に係る自由を侵害するとともに、同センターの管理・運営を受託している民間事業者の営業の自由を侵害するものである。

◇調査結果

1 事実認定

- (1) 本件通達は副市長名で発出された通達第3項で、「公共施設等の駐車場を利用しての自家用車による通勤は禁止していることに改めて留意すること。」との記載がある。
- (2) 本件通達以前に、副市長名で発出された令和5年3月15日付の別件通達には、「職員の自動車による通勤については、各自で駐車場の確保を行うものとしている。市営駐車場や郷の音ホールの駐車場は来場者のための駐車場であることから、職員の通勤による使用は認めないにも関わらず、使用していることが見受けられる。また、通常の休日出勤等による市営駐車場の利用は減免対象外である。今後、不正利用が発覚した場合は厳正に対処する。」との記載がある。
- (3) 本件通達第3項の趣旨・目的は、市職員による勤務時間中の喫煙及び通勤手当の不正受給への対応にあった。別件通達が発出された当時、市では、職員の服務規律をめぐって、①一部の職員が勤務時間中に喫煙していること、及び、②一部の職員が一方で通勤手当を受給しながら、他方で駐車料金が安価な本件駐車場に通勤車両を駐車しており、不正受給に繋がる可能性があることが問題となっていた。そこで、市の人事当局は、本件駐車場がこれらの非違行為に利用されることのないよう別件通達を発出した。本件通達第3項もその流れを汲んだものであった。

2 判断

- (1) 本件通達第3項にいう「公共施設等の駐車場」とは、明示はされていないものの、通報者が主張するように、主に本件駐車場を想定していると考えられる。
- (2) 本件通達が生じたことは、同センター条例に違反しているとの指摘について、同センター条例及び規則は、

本件駐車場の利用者を同センターへ訪れる者に限定していないが、本件駐車場の設置・管理者である市に対し、利用制限を一律に禁止し、何人に対しても利用を保障するよう義務付けているとも解されない。よって、本件通達が同条例に違反しているとの指摘には理由がない。

- (3) 本件通達が市職員の通勤に係る自由を侵害しているとの指摘について、本件通達は、服務規律の確保と市職員の通勤手段の選択肢とを対立利益として、本件駐車場をはじめとする「公共施設等の駐車場」に限定して、通勤車両の駐車を禁止したもので、前掲①及び②の問題に対処するため、市職員に対し、本件駐車場への通勤車両の駐車を禁止していることは、正当な目的によるものであるといえる。市職員が、市役所本庁舎その他の勤務場所の周辺に月極駐車場や時間貸駐車場を利用して、自家用車で通勤すること自体は禁止されていないことから、目的達成のための手段も必要最小限であり、合理性があるといえる。よって、本件通達が市職員の通勤に係る自由を侵害しているとはいえない。
- (4) 本件通達が同センターの管理・運営を受託した民間事業者の営業の自由を侵害しているとの指摘について、本件通達は、市職員の服務規律を確保する目的で、市職員が本件駐車場をはじめとする「公共施設等の駐車場」に通勤車両を駐車することを禁止したものである。仮に本件通達によって、市職員が通勤時に本件駐車場を利用することがなくなったとしても、こうした市職員の人数は限られていると思われ、その他の一般市民による利用は何ら制限されないのであるから、同センターの管理・運営を受託した民間事業者の経営が圧迫されることは考えにくい。よって、本件通達が民間事業者の営業の自由を侵害しているとはいえない。
- (5) 以上のとおり本件通達の発出に関して違法行為等は認められない。

◇その他

- ① 調査結果を踏まえた市の見解と対応
今後も引き続き適切な対応に努めてまいります。
- ② 結果の公表等
記者提供、議会提供、ホームページで概要を公表